

## 入院患者様への面会時の差入れについて

大村病院 院長

1. 窒息、誤嚥、食中毒、感染症などのリスクを考慮し、面会時の患者様への飲食物の差し入れは原則として禁止します。
  
2. 患者様本人と家族が強く希望する場合、主治医が治療上の影響やリスクなどを総合的に判断し許可すれば例外的に認めます。ただし、下記の条件を満たすことが必要です。
  - ① 事前に申し出があり、主治医が許可し、病棟職員にその旨を伝達してあること
  - ② 面会者は面会票に持参した飲食物を記載すること
  - ③ 持参した飲食物は患者様に提供する前に病棟職員に提示し、あらためて許可を得ること
  - ④ 差入れの飲食は他患の目に触れる場所で行わないこと
  - ⑤ 差し入れの飲食物は他患に与えないこと
  - ⑥ 差し入れは面会時間内で食べきれぬ量であること
  - ⑦ 残った飲食物を患者様が自室に持ち帰らないこと
  - ⑧ 食べ残しとゴミは面会者が持ち帰ること
  - ⑨ 面会者は面会中マスク着用を守ること。面会者は面会中に飲食しないこと（面会者と患者様がともにマスクを外して談話することで、感染のリスクが高まるため）
  - ⑩ 下記の食品・飲料は差入れ・持ち込みできない
    - \*もち、大福、ういろう、あめ玉、ナッツ類、カステラ類、巻き寿司等（窒息・誤嚥のリスクの高いもの）
    - \*刺身・寿司などの生もの、家庭で調理・加工した料理やフルーツ、賞味期限の記載の無い食品、開封後の食品等（食中毒のリスクの高いもの）
    - \*院内で調理や加工が必要な食材・食品（インスタント食品、皮むきの必要な果物など）
    - \*アルコール飲料
  - ⑪ 患者様が飲食している間面会者が見守り、異変があれば直ちに病棟職員に報告すること
  - ⑫ 事前に主治医の許可があっても、当日の患者様の状態や地域での感染症流行状況等により、差入れ飲食物の持ち込みを禁止する場合があること
  - ⑬ 上記のルールを守っていても、差入れの飲食により患者様が窒息、誤嚥、嘔吐、食中毒、感染症への罹患等を生じ、その結果肺炎や死亡等に至る場合がある。こうした事故に関して病院は責任を負いかねることに面会者は同意していること